

# 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領

令和3年3月 24 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

## 1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績は、水産庁のホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

### (1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(1)から(4)に定める事項を報告フォームに入力し報告する。

### (2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示3の(1)から(4)に定める事項を入力し報告する。

### (3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(1)から(4)に定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス [km-yugyo@maff.go.jp](mailto:km-yugyo@maff.go.jp) 宛に電子メールで送信する。

### (4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号:03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

## 2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(1)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の総重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(4)に定める採捕した海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。

## 3. 個人情報等の取り扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

#### 4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

## 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

## 1 採捕実績の報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
陸揚げした日	尾数	総重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。